

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	10	01	02	104840	就学援助事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		47,701	46,005		-1,696
財源内訳	国費	2,592	2,589		-3
	県費	1,112	833		-279
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	43,997	42,583		-1,414

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

教育環境を充実する。

事業開始の背景・経緯

平成29年度まで一般行政経費 10.2.2(小学校教育運営)及び10.3.2(中学校教育運営費)に予算措置していた就学援助費・就学奨励費について、平成30年度から主要事業に移行した。

事業概要

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 40,310千円
 内訳: 小学校19,027千円、中学校21,152千円、事務的経費131千円
 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を支給
 被災児童生徒就学援助費 836千円
 内訳: 小学校713千円、中学校123千円
 東日本大震災で被災し、経済的理由により就学に支障があると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を支給
 特別支援教育就学奨励費 4,859千円
 内訳: 小学校3,029千円、中学校1,830千円
 特別支援学級へ就学する児童生徒の経済的負担を軽減するため、学用品費等を支給

担当部署	51150000 教育委員会 学務管理	担当課長	佐々木 晋
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細 1

1. 要保護及び準要保護就学援助費40,179千円 (H30 41,904千円 1,725千円)
 - (1) 小学校19,027千円
 - (2) 中学校21,152千円
2. 被災児童就学援助費836千円 (H30 1,114千円 278千円)
 - (1) 小学校713千円
 - (2) 中学校123千円
3. 特別支援教育就学奨励費4,859千円 (H30 4,683千円 +176千円)
 - (1) 小学校3,029千円
 - (2) 中学校1,830千円
4. 事務的経費131千円 (H30 予算措置なし)
 - (1) 11節印刷製本費19千円
 - (2) 12節役務費112千円 (就学援助支払通知等郵送料)
 - (3) 13節委託料 0千円 (就学援助管理システム導入料)
 各費目の詳細については、別添資料のとおり

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	10	01	02	104840	就学援助事業費

事業手法の詳細 2

【事業スケジュール】

1. 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費
 - 12月中旬学校から各世帯へ申請手続き案内
 - 1月中旬～3月上旬各世帯から学校へ申請書提出
 - 3月上旬～3月23日（継続申請分）学校において申請書の集約 教育委員会へ提出
 - 3月上旬～4月13日（新規申請分）学校において申請書の集約 教育委員会へ提出
 - 3月23日～5月中旬教育委員会において認定作業
 - 5月中旬教育委員会から各学校へ認定結果の報告、通知
 - 7月中旬第1期支給
 - 12月中旬第2期支給
 - 3月中旬第3期支給
2. 被災児童生徒就学援助費
 - 7月中旬第1期支給
 - 12月中旬第2期支給
 - 3月中旬第3期支給
3. 特別支援教育就学奨励費（小学校・中学校）
 - 7月上旬～8月下旬学校において申請書の集約・教育委員会へ提出
 - 9月上旬教育委員会において判定作業
 - 9月中旬教育委員会から各学校へ判定結果の報告、通知
 - 10月下旬前期支給
 - 3月中旬後期支給

事業手法の詳細 3

【決算額内訳】

○扶助費

要保護及び準要保護児童就学援助

<小学校>

学用品費	229人	=	2,453,760円
通学用品費	194人	=	404,806円
校外活動泊無	166人	=	99,730円
校外活動泊有	32人	=	66,187円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費			
小1新入学			
入学後(R1.7)支給	32人	=	807,200円
入学前(R2.3)支給	37人	=	1,872,200円
中1新入学	37人	=	2,123,800円
修学旅行費	41人	=	959,000円
医療費			
要保護	1人	=	1,550円
準要保護	8人	=	39,442円
学校給食費	228人	=	9,290,715円
クラブ活動費	0人	=	0円
PTA会費	156人	=	479,153円
生徒会費	89人	=	24,127円
卒業アルバム代等	37人	=	395,890円
過年度分(H30)	2人	=	9,098円
		計	19,026,658円

<中学校>

学用品費	161人	=	3,427,139円
通学用品費	99人	=	212,061円
校外活動泊無	88人	=	108,794円
校外活動泊有	24人	=	89,674円
体育実技用具費	4人	=	26,430円
新入学用品費	56人	=	749,600円
修学旅行費	55人	=	3,842,257円
医療費			
要保護	2人	=	44,830円
準要保護	7人	=	35,847円
学校給食費	160人	=	8,070,383円
クラブ活動費	158人	=	3,316,139円
PTA会費	148人	=	427,884円
生徒会費	162人	=	333,613円
卒業アルバム代等	54人	=	467,490円
		計	21,152,141円

小・中計 **40,178,799円**

被災児童就学援助

<小学校>

学用品費	8人	=	92,160円
通学用品費	8人	=	18,000円
校外活動泊無	8人	=	4,060円
校外活動泊有	0人	=	0円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費			
小1新入学	0人	=	0円
中1新入学	2人	=	114,800円
修学旅行費	2人	=	51,942円
医療費	1人	=	33,640円
学校給食費	8人	=	353,221円
クラブ活動費	0人	=	0円
PTA会費	7人	=	22,020円
生徒会費	4人	=	1,640円
卒業アルバム代等	2人	=	21,690円
		計	713,173円

<中学校>

学用品費	1人	=	22,510円
通学用品費	0人	=	0円
校外活動泊無	1人	=	1,303円
校外活動泊有	0人	=	0円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費	1人	=	10,000円
修学旅行費	0人	=	0円
医療費	0人	=	0円
学校給食費	1人	=	53,653円
クラブ活動費	1人	=	29,850円
PTA会費	1人	=	3,000円
生徒会費	1人	=	3,000円
卒業アルバム代等	0人	=	0円
		計	123,316円

小・中計 **836,489円**

特別支援教育就学奨励

<小学校>

学用品費	100人	=	514,926円
校外活動泊無	93人	=	58,355円
校外活動泊有	20人	=	32,102円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費	7人	=	121,877円
修学旅行費	15人	=	160,200円
学校給食費	99人	=	2,098,625円
通学費			
ことば通級	7人	=	42,560円
		計	3,028,645円

<中学校>

学用品費	35人	=	277,171円
校外活動泊無	29人	=	19,555円
校外活動泊有	17人	=	23,736円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費	16人	=	389,514円
修学旅行費	7人	=	199,990円
学校給食費	34人	=	882,446円
交流学习交通費	1人	=	240円
通学費	1人	=	37,425円
		計	1,830,077円

小・中計 **4,858,722円**

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	01	134040	子育て家庭支援給付事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		4,400	3,794		-606
財源内訳	国費	3,299	2,845		-454
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	1,101	949		-152

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

事業開始の背景・経緯

<p>事業概要</p> <p>自立支援教育訓練給付金 指定する教育訓練講座を受講修了した場合に経費の一部を給付金として支給する。</p> <p>高等職業訓練促進給付金 養成機関で対象資格の養成訓練受講期間に給付金を支給する。</p> <p>高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、講座受講修了した場合及び合格した場合に経費の一部を給付金として支給する。</p>

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	瀬川文彦
------	---------------------	------	------

意見・要望等の状況

<p>事業手法の詳細 1</p> <p>子育て家庭支援給付事業 3,794千円</p> <p>1. 自立支援教育訓練給付事業 114千円 R1実績 2名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 : 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がなく、当該訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者 ・対象講座 : 雇用保険法の規定によるk表幾訓練給付の指定講座 国が定める就職に結びつく可能性の高い講座 その他前2号に準じた講座として市長が指定するもの ・支給額 : 支給講座の受講料の6割相当額(上限20万円、下限12,000円) <p>2. 高等職業訓練促進給付金事業 3,530千円 R1実績 継続3名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 : 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれ、かつ就業または育児と就業の両立が困難であると認められる者 ・対象資格 : 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、栄養士、調理師、理容師、美容師 ・支給期間 : 就業する期間の全期間(上限4年) ・支給額 : 訓練促進給付金(市民税非課税世帯) 月額100,000円×12月×1名=1,200,000円(継続) 月額100,000円×6月×1名=600,000円(継続) 月額140,000円×12月×1名=1,680,000円(継続) 修了支援給付金(市民税非課税世帯) 50,000円×1名=50,000円(R2.3修了者分) <p>3. 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業 150千円 R1実績 1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 : ひとり親家庭の児童扶養手当の支給を受けている(同等の所得水準を含む。)親又は児童で、高卒認定試験の合格が適職に就くために必要であると認められる者。 ・対象講座 : 認定試験の合格を目指す講座(通信制度を含む。) ・支給額 : 受講修了時給付金 対象講座の受講のために支払った費用の20%に相当する額 (ただし20%に相当する額が10万円を超える場合は10万円とし、4万円を超えない場合は支給しない。) 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けたものが受講修了から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額 (ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、15万円から受講修了時給付金の額を差し引いた額。)
--

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	01	134040	子育て家庭支援給付事業費

事業手法の詳細 2							
【補助実績】							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自立支援教育給付金	1				1	3	2
高等職業訓練促進給付金	2	2	1	2	2	4	3
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金							1
講座受講後の就労者数		1	1		2	1	3

事業手法の詳細 3

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134290	小学生医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		28,023	30,483		2,460
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	1,390	2,215		825
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	26,633	28,268		1,635

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

平成25年10月 市単事業として、事業開始。
 平成26年8月 自己負担額を引き下げ。
 平成27年8月 入院分のみ県補助対象となる。

事業概要

小学生医療費助成事業 32,000千円
 花巻市独自で、県単独医療費助成に上乗せ給付をする。
 対象者：小学校1年生から6年生に該当する者
 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額
 （監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし）
 給付方法：H31年8月から現物給付方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

--

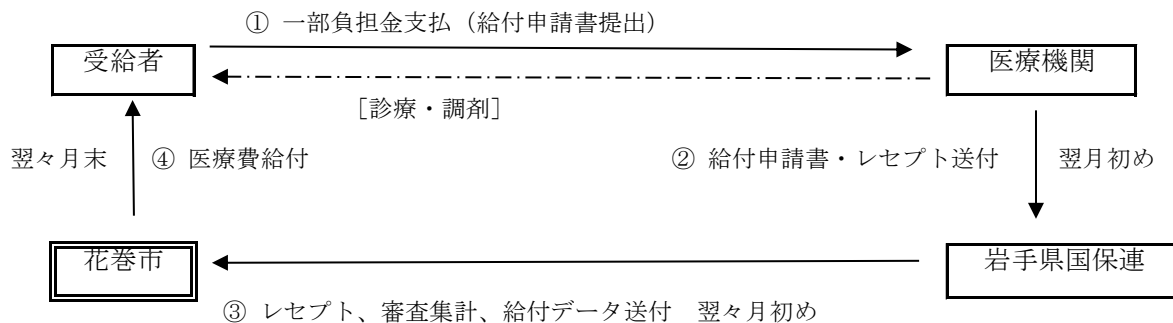
事業手法の詳細 1

小学生医療費助成事業

・医療費給付の状況（平成31年度）

小学生 受給者数：2,606（人） 給付件数：20,178（件） 給付額：30,483,160（円）

・ 医療費助成給付の流れ（償還払い）



・ 医療費支給額内訳（県所得制限内の受給者）

		医療費給付額			
入院外	自己負担 750円	市負担額 750円を超えた額		各保険者 高額療養費限度額超過額	
		県補助対象額			
入院	自己負担 2,500円	市嵩上負担 2,500円	市負担額 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額超過額	
			県補助金 5,000円を超えた1/2		

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134300	心身障がい児医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		2,022	1,697		-325
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	2,022	1,697		-325

特定財源の内訳

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度 ~ 平成31年度
------	-------	------	-----------------

部重点施策における目標
 安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯
 現行の医療費助成事業の対象となっていない中軽度の障がい児に医療費を助成することにより、安心して子育てができる環境づくりが推進される。

事業概要
 心身障がい児医療費助成事業 3,000千円
 対象者 : 身体障害者手帳3～6級等の対象者で、18歳までの児童
 給付額 : 1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額(就学前の児童は乳幼児医療費助成の例による額)
 事業開始:平成29年1月診療分から
 給付方法: H31年8月から小学生は現物給付

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

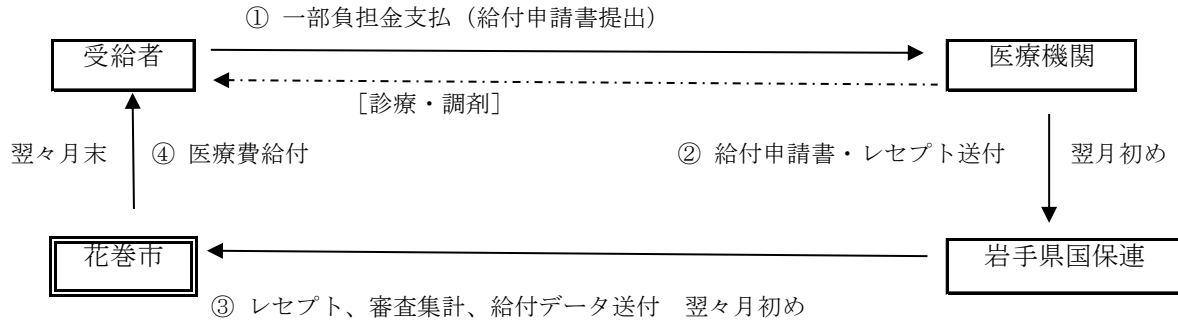
事業手法の詳細 1

心身障がい児医療費助成事業

・医療費給付の状況(平成31年度)

心身障がい児 受給者数:71(人) 給付件数:723(件) 給付額:1,697,060(円)

・ 医療費助成給付の流れ（償還払い）



・ 医療費支給額内訳

		医療費給付額	
入院外	自己負担 750円	市負担額 750円を超えた額	各保険者 高額療養費限度額超過額
入院	自己負担 2,500円	市負担額 2,500円を超えた額	各保険者 高額療養費限度額超過額

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134310	中学生医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		3,094	9,998		6,904
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	3,094	9,998		6,904

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、平成30年10月から市単独事業として事業を開始。

事業概要

中学生医療費助成事業 11,000千円【H30.10月からの新規事業】

花巻市単独事業

対象者：中学校1年生から3年生に該当する者

給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額

(監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

--

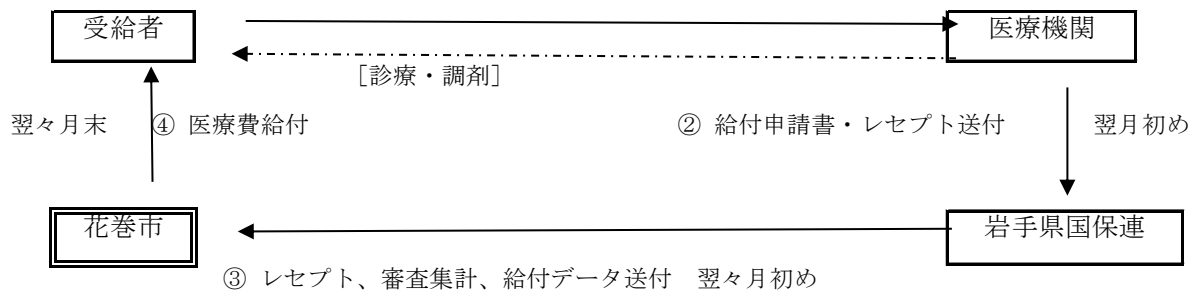
事業手法の詳細1

中学生医療費助成事業

・医療費給付の状況(平成31年度)

中学生 受給者数：1,189(人) 給付件数：6,117(件) 給付額：9,997,651(円)

・ 医療費助成給付の流れ



・ 医療費支給額内訳

		医療費給付額	
入院外	自己負担 750円	市負担額 750円を超えた額	各保険者 高額療養費限度額超過額
入院	自己負担 2,500円	市負担額 2,500円を超えた額	各保険者 高額療養費限度額超過額

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	07	134320	ひとり親家庭医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		38,098	37,274		-824
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	16,038	15,818		-220
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	22,060	21,456		-604

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標
安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯
岩手県の「母子家庭医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和54年8月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要
ひとり親家庭医療費助成事業 41,467千円
花巻市独自で、県単独医療費助成に上乗せ給付をする。
対象者：配偶者のない者で18歳までの児童を扶養している者、その扶養を受けている児童、父母のいない児童
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額 (就学前の児童は乳幼児医療費助成の例による額)

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

ひとり親家庭医療費助成事業			
・医療費給付の状況（平成31年度）			
父・母	受給者数：764（人）	給付件数：7,300（件）	給付額：18,431,407（円）
児 童	受給者数：1,139（人）	給付件数：9,654（件）	給付額：16,906,387（円）
父母なし	受給者数：1（人）	給付件数：0（件）	給付額：0（円）
合 計	受給者数：1,904（人）	給付件数：16,954（件）	給付額：35,337,794（円）

平成31年度

事業説明資料

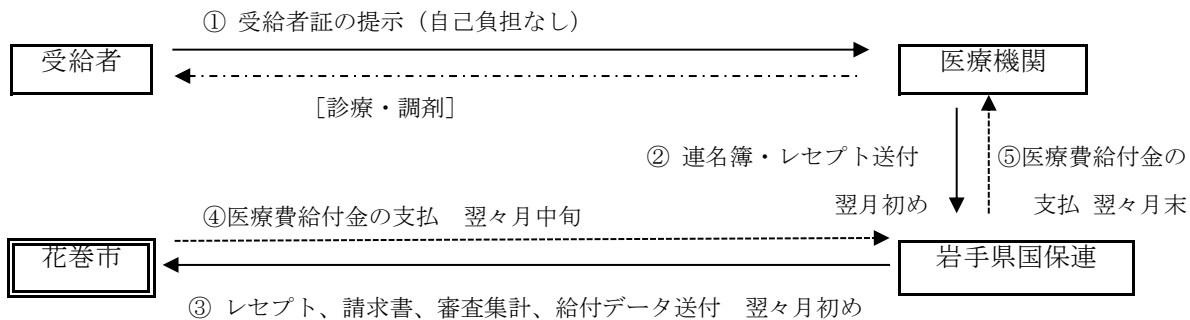
【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	07	134320	ひとり親家庭医療費助成事業費

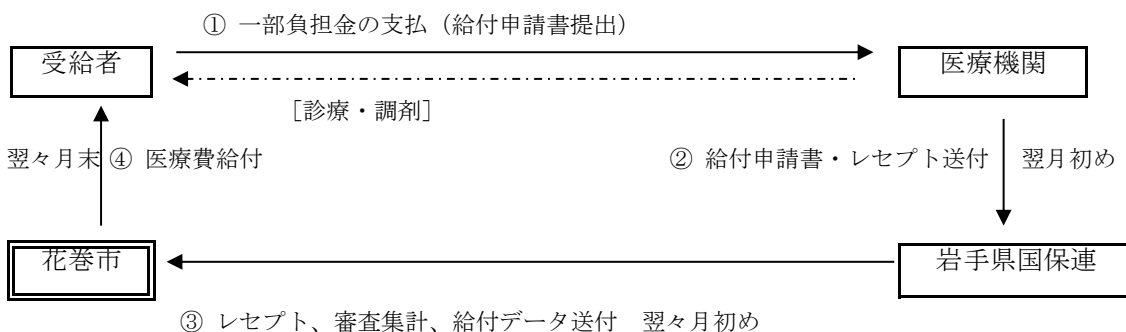
事業手法の詳細 2	
・ 事業費の内訳（平成31年度）	
医療給付費	35,337,794円
需用費（受給者証印刷）	110,082円
役務費（通知書等郵便料）	551,368円
委託料（国保連 審査集計委託）	1,274,721円
合 計	37,273,965円

事業手法の詳細 3

・ 医療費助成給付の流れ（現物給付） ※平成28年8月から未就学児は現物給付方式



・ 医療費助成給付の流れ（償還払い）



・ 医療費支給額内訳（未就学児以外の例）

		医療費給付額			
		県補助対象額			
入院外	自己負担 750円	市嵩上負担 750円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額超過額
入院	自己負担 2,500円	市嵩上負担 2,500円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額超過額

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134330	高校生等医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		2,746	9,039		6,293
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	2,746	9,039		6,293

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、平成30年10月から市単独事業として事業を開始。

事業概要

高校生等医療費助成事業 9,000千円【H30.10月からの新規事業】

花巻市単独事業

対象者：高校1年生から3年生の年齢に該当する者

給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額

(監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

--

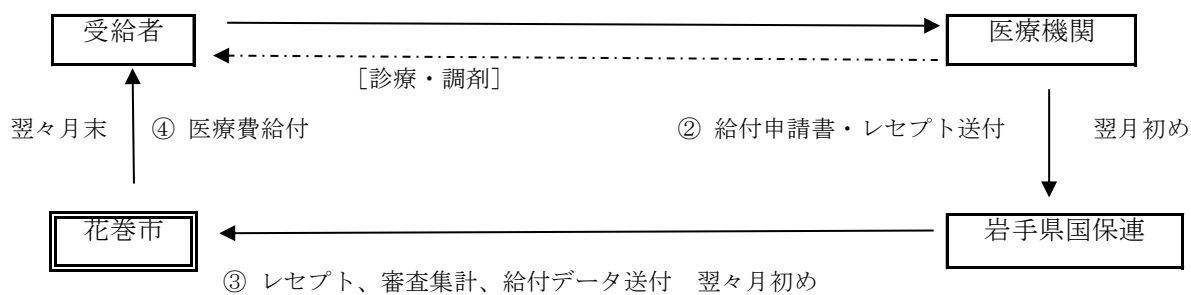
事業手法の詳細1

高校生等医療費助成事業

・医療費給付の状況(平成31年度)

高校生等 受給者数：1,117(人) 給付件数：4,903(件) 給付額：9,039,484(円)

・ 医療費助成給付の流れ（償還払い）



・ 医療費支給額内訳

		医療費給付額	
入院外	自己負担 750円	市負担額 750円を超えた額	各保険者 高額療養費限度額超過額
	入院	自己負担 2,500円	市負担額 2,500円を超えた額
		各保険者 高額療養費限度額超過額	

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134380	発達支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		13,592	21,644		8,052
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	5,800		5,800
	その他	0	10,000		10,000
	一般財源	13,592	5,844		-7,748

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実する。

事業開始の背景・経緯

乳幼児の発達の遅れ等の早期発見、発達を促すための支援を行うことを目的として、平成2年から子ども発達相談センター事業を実施している。

事業概要

発達支援 14,499千円
 発達相談、親子教室、巡回訪問、保育者研修会、療育研修会、OB交流会
 子ども発達相談センター維持管理 812千円
 施設の維持管理経費
 子ども発達相談センターエアコン整備 6,333千円
 エアコン整備工事、監理業務委託

担当部署	51200000 教育委員会 子ども課	担当課長	今井 岳彦
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細1

- 発達支援 14,499千円
 報酬(療育専門員4人、非常勤職員6人)
 報償費 需用費 借上料
 ・発達相談 毎月第4火曜 集団指導(月曜~木曜の午前)
 ・親子教室 小集団指導(第1・第3火曜、第4水曜)
 個別指導(午後)
 ・発達支援保育巡回訪問 保育園、幼稚園、認定子ども園からの依頼により実施
 ・保育者研修会・療育研修会 保育者研修会(5月~3月 毎月第2水曜)
 療育研修会(5月~11月 毎月第4金曜)
 8月
 ・OB交流会 8月
- 子ども発達相談センター維持管理 812千円
- 子ども発達相談センターエアコン整備工事 6,333千円
 ・個別相談室A、集団指導室、ホールにエアコンを整備
 ・エアコン整備工事監理業務委託
 ・エアコン整備工事

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134400	放課後児童支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		224,309	259,381		35,072
財源内訳	国費	68,740	86,125		17,385
	県費	69,330	74,800		5,470
	地方債	0	0		0
	その他	10,300	20,300		10,000
	一般財源	75,939	78,156		2,217

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

安心して子育てができる子育て支援の充実と子どもが健やかに成長するよう就学前教育を充実します。

事業開始の背景・経緯

学童クラブについては、かぎっ子対策としてスタートした事業で、平成10年に放課後児童健全育成事業として法的に位置づけられ現在に至っている。また、文部科学省と厚生労働省の連携により、平成19年に放課後子どもプラン推進事業が開始され、放課後子ども教室事業を推進している。

事業概要

学童クラブ 258,779千円
 学童クラブ事業委託 19クラブ(31支援の単位)
 放課後児童支援員等処遇改善等事業補助 24支援の単位
 放課後子ども環境整備事業補助 1学童クラブ
 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助 87人
 学童クラブ管理運営(公認会計士による会計処理指導) 4学童クラブ
 学童クラブ備品購入
 花巻学童クラブ臨時移転
 学童クラブ臨時開所(新型コロナウイルス対応)
 放課後子供教室 602千円
 学童クラブのない学区での放課後子供教室の開設 2か所

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	高橋 秀行
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細 1

放課後児童支援事業 259,381千円

1 放課後児童健全育成事業 258,779千円
【目的】
 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。
【事業概要】
 クラブ数：19施設(公共施設16、民間施設3)
 支援の単位：31支援の単位(「支援の単位」はおおむね40人で一つ)

(1)学童クラブ運営委託料 188,879千円
 子ども・子育て支援交付金対象分
 基本額 31支援の単位 133,707千円
 開設日数加算 6,732千円
 長時間加算(平日) 6,300千円
 長時間加算(長休) 15,638千円
 障がい児加算 9,235千円
 障がい児加算(強化) 1,847千円
 送迎加算 66千円
 市単加算分
 質改善等加算 12,435千円
 賃借料加算 1,632千円
 一般廃棄物処理費用加算 1,287千円

(2)放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金 34,508千円
 保育所との開所時間の剥離を縮小し、就学後も引き続き学童クラブを千円滑に利用できるように、18時30分を超えて開所するクラブが、育成支援に主担当として従事する職員を配置するために、当該職員の賃金改善に必要な費用等の一部を補助する。
【主な要件】
 ・平日は18時30分を超えて開所。長期休業中は1日8時間以上開所
 ・年間250日以上開所
 ・平成25年度の賃金に対する改善を行っていること

【内容】
 家庭、学校との連携等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合
 (補助基本額1,575千円)
 上記に加えて、地域との連携、協力等の育成支援の主担当として常勤職員を配置する場合
 (補助基本額3,012千円)
【実施箇所数(支援の単位)】
 24か所(21か所、3か所)
【財源】
 子ども・子育て支援交付金[国1/3・県1/3・市1/3]

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134400	放課後児童支援事業費

事業手法の詳細 2					
<p>(3) 放課後子ども環境整備事業 1,000千円 児童の環境改善のための施設改修費用の一部を補助する。 【事業費】 笹間学童クラブエアコン設置工事 1,000千円 【財源】 子ども・子育て支援交付金 [国1/3・県1/3・市1/3] (1 事業上限額1,000千円)</p> <p>(4) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金 13,706千円 放課後児童支援員の経験年数や研修実績に応じた資金改善に要する費用等の一部を補助する。 【主な要件】 放課後児童支援員の賃金に対する改善が、平成28年度と比べて基本給（月給等の決まって毎月支払われる手当）により改善されていること。 【内容】 経験年数5年未満の放課後児童支援員（1人当たりの補助基本額 125千円） 経験年数5年以上で専門的な研修を受講した放課後児童支援員（1人当たりの補助基本額 251千円） 経験年数10年以上で専門的な研修を受講し、事業所長の立場にある放課後児童支援員（1人当たりの補助基本額 377千円） ただし、支援の単位毎の補助上限額は896千円で、それ以下の場合は実績額による 【実施人数】 87人（ 23人、 37人、 14人、その他13人） 【財源】 子ども・子育て支援交付金 [国1/3・県1/3・市1/3]</p> <p>(5) 学童クラブ管理運営 256千円 各学童クラブ会計検査に要する報償費 4 学童 256千円</p> <p>(6) 学童クラブ備品購入 302千円 【購入個所】 6 学童（1 学童当たり50千円前後） 302千円 【財源】 寄附採納（個人） 300千円</p> <p>(7) 花巻学童クラブ臨時移転 8,246千円 【内容】 ・設計等（建築耐震調査）委託費 2,860千円 ・測量（石綿事前）事前調査委託費 1,681千円 ・施設改修等 3,260千円 ・消耗品購入 11千円 ・賃借料 360千円 ・備品購入 74千円</p>					

事業手法の詳細 3					
<p>(8) 学童クラブ臨時開所 11,882千円 新型コロナウイルスの対応で市内の全小学校が臨時休校したことに係り、令和2年3月2日から14日までの臨時開所分の運営委託料 19学童クラブ（31支援の単位+臨時開設11支援の単位） 【内容】 ・既存支援の単位の運営人件費 6,093千円 ・新たに設置した支援の単位運営人件費 3,678千円 ・開所経費 1,260千円 ・臨時利用児童受入経費 270千円 ・障がい児受入経費 580千円 ・隣接保育施設利用者延長保育料（市単） 1千円 【財源】 子ども・子育て支援交付金（臨時分） [国10/10]</p> <p>2 放課後子供教室 602千円 【目的】 小学校の体育館などに安全・安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域の大人による教育活動サポーターや教育活動推進員を配置し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施する。 【開設場所】 内川目小学校・亀ヶ森小学校 【内容】 教育活動サポーター・脅威行く活動推進員の配置、放課後子供教室の実施 【事業費】 ・謝礼金（運営委員、コーディネーター、サポーター等謝礼） 478千円 ・需用費（消耗品費） 84千円 ・役務費（切手代、保険料） 40千円 【財源】 「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」 県委託事業（補助率10/10 令和元年度補助決定額555,338円）</p>					

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134410	子育て推進事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		5,330	5,332		2
財源内訳	国費	334	0		-334
	県費	0	1,534		1,534
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	4,996	3,798		-1,198

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	～	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

安心して子育てができる子育て支援の充実と健やかに成長するよう就学前教育を充実します。

事業開始の背景・経緯

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行され、子ども・子育て支援法に基づき策定した子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図る必要がある。

事業概要

子ども・子育て支援事業計画の推進 5,332千円
 子ども・子育て会議による計画の進行管理 子ども・子育て会議開催4回
 第2期子ども・子育て支援事業計画策定(令和2年3月策定)
 子育てガイドブックの配布(改訂版) 2,300部
 子育て支援員研修の開催 2回実施 修了認定者43人
 移動式赤ちゃんの駅の整備及び貸出 2セット整備 貸出回数7件

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井 岳彦
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細1

- 子ども・子育て支援事業計画の進行管理 3,236千円
 【目的】子ども・子育て会議において、市の子ども・子育て施策の評価・検証を行う。また、保育料無償化への対応を円滑にすすめる。
 【内容】花巻市子ども・子育て会議の開催(年4回) 保育料無償化対応事務
- 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定 704千円
 【目的】花巻市子ども・子育て支援事業計画(イーハトーブ花巻子育て応援プラン)の第2期計画(令和2年度から令和6年度)を策定する。
 【内容】花巻市子ども・子育て会議での意見聴取、審議 パブリックコメントの実施 計画に係る量の見込み算出
- 子育てガイドブック改訂版の配布(改定版) 770千円
 【目的】本市の子ども・子育て支援に関する事業を掲載した総合的なガイドブックの改訂版を作成し、利用者の利便性の向上を図る。
 【配布対象】子どもを出産した世帯(母子手帳交付時配布) 900部
 未就学児のいる転入世帯 160部
 各課・機関窓口 700部
 幼稚園・保育施設・小中学校 230部
 民生児童委員 250部
 その他 60部
 計 2,300部
- 子育て支援員研修事業 19千円
 【目的】小規模保育事業等従事者を養成するため、国の定めるカリキュラムを満たす研修を実施し、待機児童の解消や子育て支援の向上を図る。
 【内容】子育て支援員研修 2回実施 修了認定者43人(1回目36人、2回目7人)
- 移動式赤ちゃんの駅整備及び貸出 603千円
 【目的】授乳やオムツ替えを行える移動式赤ちゃんの駅(簡易テント)を整備し、各種イベントの主催者へ貸し出す。
 【内容】赤ちゃんの駅テント2基、おむつ交換台等備品及び衛生消耗品購入 各種イベントの主催者への貸出 7件

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134420	子育て支援家庭訪問事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		1,705	1,069		-636
財源内訳	国費	568	356		-212
	県費	568	356		-212
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	569	357		-212

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間		単年度繰返		期間限定	~
------	--	-------	--	------	---

部重点施策における目標

安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

平成15年施行の次世代育成支援対策推進法により次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため事業を実施している。平成21年4月より乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業が開始となる。平成23年度現物サービス拡充のため新たな交付金(子育て支援交付金)の対象事業である。

事業概要

乳児家庭全戸訪問事業 820千円

出生届から訪問対象児を把握し、保健師、助産師が訪問し、必要な支援を行う。

養育支援訪問事業 249千円

母子健康手帳交付時や子育て支援家庭訪問により養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等が訪問し養育に関する指導、助言を行う。

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	蟹澤 容子
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--	--	--	--

事業手法の詳細 1

子育て支援家庭訪問事業 H31 1,069千円

1. 乳児家庭全戸訪問 H31 820千円

生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する必要な情報でいきょうや様々な不安や悩みへの相談支援を行う。

2. 養育支援訪問 H31 249千円

乳児家庭全戸訪問や母子保健事業等により、養育支援が必要と判断した家庭を対象に訪問し、養育に関する相談支援を行う。

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134430	第3子以降保育料負担軽減事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		53,501	44,876		-8,625
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	40,000		40,000
	一般財源	53,501	4,876		-48,625

特定財源の内訳

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標
子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯
出産や子育てに係る費用は増加傾向にあり、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える必要がある。

事業概要
第3子以降保育料等負担軽減事業補助金 44,876千円
市内に住所を有し、幼稚園、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等を利用する児童の第3子（当該年度に18歳である者以下の最年長者を第1子として数える）以降の利用者負担額の半額又は全額を補助
<補助の内訳>
市民税課税額の所得割（世帯合計）が97,000円未満の世帯・・・納付した額の全額補助
上記以外の世帯・・・納付した額の半額補助

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井 岳彦
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
第3子以降保育料等負担軽減事業 44,876千円
【目的】
子育てに係る経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。
【内容】
市内に住所を有し、幼稚園・保育園等の保育施設を利用する児童の第3子（当該年度に18歳に達する者以下の最年長者を第1子として数える）以降の児童の利用者負担額の一部又は全部を補助する。
【補助対象者】
交付決定者470人のうち補助対象411人
補助対象外59人は、保育料に関する規定により保育料無料又は施設等利用給付費、実費徴収に係る補足給付事業補助金及び特定施設2歳児就園支援費補助金により、保育料納付額の全額補助済
【補助額】

	認可施設	私学助成幼稚園	認可外施設	計
半額補助	23,906千円（224人）	2,465千円（66人）	1,947千円（20人）	28,318千円（310人）
全額補助	14,126千円（92人）	71千円（2人）	1,816千円（7人）	16,013千円（101人）
合計	38,032千円（316人）	2,536千円（68人）	3,763千円（27人）	44,331千円（411人）

【事務費】
消耗品 50千円
システム作成業務委託料 495千円

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134500	保育委託事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		2,232,900	2,470,166		237,266
財源内訳	国費	875,801	1,098,438		222,637
	県費	412,632	504,497		91,865
	地方債	0	0		0
	その他	317,671	235,398		-82,273
	一般財源	626,796	631,833		5,037

特定財源の内訳					
事業期間		単年度繰返		期間限定	~

部重点施策における目標					
子育て支援を充実し子育てしやすい環境を目指します。					

事業開始の背景・経緯					
昭和61年、入所措置事務が機関委任事務から団体委任事務へと改められ、市町村の事務となった。平成9年、児童福祉法改正により保育所入所が措置から公法上の契約（選択利用方式）に改められた。平成27年、子ども子育て支援法の本格施行により、認定こども園、幼稚園も合わせ施設型給付に統一。					

事業概要					
児童保育運営委託 2,470,166千円 ・私立保育所運営委託（市内は19園） 1,811,367千円 ・認定こども園、私立小規模保育事業所、事業所内保育事業所、市外公立保育所等への給付（市内は11園） 652,859千円 ・子ども子育て支援システム改修業務委託 5,940千円					

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井 岳彦
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況
・年度当初から待機児童が発生していることから、保育士の確保に努めるとともに私立保育園に対し受け入れについて調整を図っていく。

事業手法の詳細 1
保育委託事業 R1決算額 2,470,166千円（R1当初予算額 2,454,782千円 予算比 +15,384千円） 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業所等への給付（「地域型保育給付」） 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することから、私立保育所の保育費用については、施設型給付ではなく、委託料として支払う。

給付の基本構造
 施設型給付・地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額となる。

保育の必要性の認定（公立・私立・小規模保育等共通）
 子ども・子育て支援制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
 保育の必要性の認定に当たっては、「事由」（保護者の就労、疾病など）、「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

< 事業費内訳 >
【私立保育所】 児童保育委託料 1,811,367千円（市内：19園 市外：14園）
【認定こども園・小規模保育事業所等】 子どものための教育・保育給付費 652,859千円 ・給付費 652,697千円（市内：11園 市外：25園） ・新型コロナウイルス感染症防止対策に係る保育料返還 162千円（市内：7園） 新型コロナウイルス感染症防止対策として、令和2年3月中に登園を自粛した利用子どもの保護者あてに、利用する認定こども園または小規模保育事業所等を通して保育料を返還
【子ども子育て支援システム改修】 システム改修業務委託料 5,940千円

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134500	保育委託事業費

事業手法の詳細 2					
<財源内訳>					
対象額 3歳以上児：公定価格 3歳未満児：公定価格 - 徴収基準額					
3歳以上児	1号認定	全国統一分	国：対象額 × 73.4% × 1/2、	県・市：対象額 × 73.4% × 1/4	
	2号認定	地方単独分	県・市：対象額 × 26.6% × 1/2		
		対象額 × 負担率	(国1/2・県1/4・市1/4)		
3歳未満児	3号認定	対象額 × 負担率	(国55.2/100・県22.4/100・市22.4/100)		

事業手法の詳細 3					

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134510	保育施設運営支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		25,829	37,841		12,012
財源内訳	国費	0	1,501		1,501
	県費	0	1,926		1,926
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	25,829	34,414		8,585

特定財源の内訳					
事業期間	単年度繰返	期間限定	~		

部重点施策における目標
子育て支援を充実する。

事業開始の背景・経緯
・保育士等の健康保持及び確保対策として、保育士等の処遇改善を図るため始まった。・円滑な法人運営や多様化する保育需要に対応してもらうことを目的に始まった。合併を機に平成19年度に見直しを行い毎年度見直しを行っている。・私立幼稚園の認定こども園化にあわせて2歳児への就園奨励費補助を認定こども園も含めた子育て支援策として見直しを行った。

事業概要
私立保育園運営助成事業補助 22,496千円 24園 私立保育園産休等代替職員費補助 872千円 2園 特定施設2歳児就園支援費補助 5,317千円 7園 保育体制強化事業補助 3,002千円 3園 引継保育事業負担金 5,546千円 1園 保育士加配補助 608千円 2園

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井 岳彦
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況
・市内法人立園長会議等で補助の継続を求められている。

事業手法の詳細1
1 私立保育園運営助成事業補助 22,496千円 対象:24園 市内私立保育園等に対し、円滑な運営を支援するため、保育園等の運営費に対して補助 2 私立保育園産休等代替職員費補助 872千円 対象:2園 保育園等に勤務する職員の健康保持や児童の処遇確保のため、市内私立保育園等に対し、県の児童福祉施設等産休等代替職員費補助金を活用し、産休・病休の代替職員の雇用に要する経費の補助 3 特定施設2歳児就園支援費補助 5,317千円 対象:7園 1号認定に準じる2歳児(4/1現在)が、満3歳になる前月までの保育料等について、一部または全部を減免する私立幼稚園及び認定こども園を対象に補助 4 保育体制強化事業補助 3,002千円 対象:3園 保育園等の清掃業務や保育に係る周辺業務を行う職員の雇用に要する経費の補助 5 引継保育事業負担金 5,546千円 対象:1園 笹間保育園の移管に係るきめ細かい引継ぎ保育を実施するため、法人から笹間保育園に1年間3名を派遣。派遣期間中の法人における代替保育士の確保費用 6 保育士加配補助 608千円 対象:2園 年度途中の保育需要に対応するため、年度当初から新たに保育士を採用した場合に、年度当初の期間における当該保育士の雇上経費の一部を補助

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134520	保育施設環境整備支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		382,693	397,175		14,482
財源内訳	国費	206,854	321,022		114,168
	県費	124,426	0		-124,426
	地方債	0	0		0
	その他	10,000	30,000		20,000
	一般財源	41,413	46,153		4,740

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実し子育てしやすい環境を目指します。

事業開始の背景・経緯

市内私立保育園の適正な保育環境整備を支援するため、施設整備に係る経費等に対して補助をしている。

事業概要

保育施設整備費補助 334,385千円
 島保育園改築 64,846千円
 みどりの保育園創設 115,295千円
 わこのいえ保育園創設 121,275千円
 つくし保育園創設(小規模) 16,500千円
 花巻太陽の子保育園大規模修繕(冷暖房機器更新) 7,796千円
 びっころ保育園大規模修繕(冷暖房機器設置) 2,062千円
 南城保育園大規模修繕(冷暖房機器設置) 3,630千円
 花巻みなみ幼稚園大規模修繕(冷暖房機器設置) 2,981千円

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井 岳彦
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

保育施設整備費補助 334,385千円
【目的】
 国の保育所等整備交付金等を活用し、私立保育所等の施設整備や大規模修繕等への補助を行い、保育所入所定員の増加と保育環境の充実を図る。

【内容】
 (1)私立保育所等の創設、改築、改修への補助

施設名	内容	定員	補助額(うち国補助額)
島保育園(2か年事業)	改築	増減なし	64,846千円(43,231千円)
みどりの保育園	創設	50人	115,295千円(102,485千円)
わこのいえ保育園	創設	45人	121,275千円(107,801千円)
つくし保育園(小規模)	改修	12人	16,500千円(14,666千円)
計		107人	317,916千円(268,183千円)

(2)私立保育所等の大規模修繕等への補助

施設名	内容	補助額(うち国補助額)
花巻太陽の子保育園	冷暖房設備更新(遊戯室)	7,796千円(5,197千円)
びっころ保育園	冷暖房設備設置(遊戯室)	2,062千円(1,375千円)
南城保育園	冷暖房設備設置(遊戯室)	3,630千円(2,420千円)
花巻みなみ幼稚園(こども園)	冷暖房設備設置(遊戯室・保育室)	2,981千円(1,987千円)
計		16,469千円(10,979千円)

事業費の表の「当該年度決算額」は、当該年度事業費と前年度繰越事業費の合計額です。

平成 31 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	03	02	02	138030	保育施設環境整備支援事業(繰越)

単位：千円

		30年度 決算額(A)	31年度 決算額(B)	次年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			62,790		62,790
財 源 内 訳	国・県		41,860		41,860
	地方債				
	その他				
	一般財源		20,930		20,930

※特定財源の内訳

【国】保育所等整備交付金41,860千円

事業期間 単年度繰返 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]

部重点施策における目標

子育て支援を充実し子育てしやすい環境を目指します。

事業開始の背景・経緯

市内私立保育所等の適正な保育環境整備を支援するため、施設整備に係る経費等に対して補助をしている。

事業概要

○保育施設整備費補助 62,790千円
島保育園改築 62,790千円

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

担当部署 部名 教育部 課名 こども課 担当課長 今井 岳彦

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

○保育施設整備費補助 62,790千円

【目的】

国の保育所等整備交付金等を活用し、私立保育所等の施設整備や大規模修繕等への補助を行い、保育所入所定員の増加と保育環境の充実を図る。

【内容】

私立保育所等の創設、改築、改修への補助

施設名	内容	定員	補助額（うち国補助額）
島保育園（2か年事業1年目）	改築	増減なし	62,790千円（41,860千円）

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134530	保育サービス向上支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		100,392	126,457		26,065
財源内訳	国費	30,257	39,654		9,397
	県費	30,257	38,763		8,506
	地方債	2,600	2,600		0
	その他	0	6,000		6,000
	一般財源	37,278	39,440		2,162

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

子育て支援を充実し子育てしやすい環境を目指します。

事業開始の背景・経緯

多様化する保育サービスに対応するため、平成12年度から保育対策等促進事業実施要綱が定められ、特別保育事業として実施されてきたが、補助金の見直しにより平成15年から保育対策等促進事業へと改正された。平成27年度から子ども・子育て支援新制度開始により子ども・子育て支援交付金事業として実施。

事業概要

地域子育て拠点事業	23,853千円
障がい児保育事業	6,474千円
一時預かり事業	25,404千円
延長保育事業	13,556千円
病児保育事業(体調不良児対応型)	38,984千円
認可外保育施設等利用補助金	5,545千円
認可外保育施設健康管理事業	313千円
実費徴収にかかる補足給付事業	2,202千円
病後児保育事業	10,126千円

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	菊池 隆則
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

- 地域子育て拠点事業 23,853千円
地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターの運営を委託
【実施保育園】3園 若葉、石鳥谷、土沢(地方債2,600千円)
【補助単価】5日型 @7,951千円×3園(若葉、石鳥谷、土沢)
- 障がい児保育事業 6,474千円
集団生活の可能な障がい児の処遇向上及び保護者が安心して子育てができる環境づくり
【実施保育園】7園 第二若葉、松園、太陽の子、太陽の子分園、日居城野、土沢、ぎんどう
【委託単価】 重度 @78,000円×4人×12月
 重度 @78,000円×1人×11月
 軽度 @39,000円×4人×12月
- 一時預かり事業 25,404千円
保育園に通所していない家庭で、冠婚葬祭など緊急的に保育が必要となった場合、市内保育施設で、一時的に児童を預かる事業に対する補助
【実施保育園】16園 島、二枚橋、第二若葉、めぐみ、松園、太陽の子、びっころ、おひさま、南城、日居城野、善隣館、八幡、八重畑、新堀、石鳥谷、土沢
【補助単価】一般型(延べ利用数300人未満)@1,600千円×15園 @1,404千円×1園
- 延長保育事業 13,556千円
就労形態の多様化等に対応するため、開所時間を超えて保育を行う事業に対する補助
【実施保育園】保育園19園、認定こども園4園、小規模保育事業所3事業所
【補助単価】標準時間児童 6人以上 @1,505,000円×4園、@1,337,300円×1園
 6人未満 @300,000円×20園
 短時間児童 1人当たり @18,700円×10人、11,700円×1人
- 病児保育事業(体調不良児対応型) 38,984千円
保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間看護師が対応を行う事業に対する補助
【実施保育園】9園 若葉、第二若葉、松園、太陽の子、太陽の子分園、おひさま、日居城野、やさわ、ひよこ
【補助単価】@4,472千円×7園、@3,899千円×1園、@3,781千円×1園
- 認可外保育施設等利用補助金 5,545千円
保育の必要性があると認定された児童が、認可保育園や認定こども園を利用できない場合に、認可外保育施設等を利用した利用料の一部を補助
【補助単価】認可外施設利用分 0歳~2歳(非課税世帯)2人 333,420円
 3歳~5歳 33人 5,204,070円
 一時預かり利用分 1人 7,120円
- 認可外保育施設健康管理事業補助金 313千円
児童福祉法の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)に入所している児童への健康診断を実施することにより、当該児童の健康管理の向上を図ることを目的に、認可外保育施設へ健診費用を助成
【施設数】3園(たんぼば、木の芽、ひまわり)
【人数】延174人

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134530	保育サービス向上支援事業費

事業手法の詳細 2

- 8 実費徴収にかかる補足給付事業補助金 2,202千円
保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等へ保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入又は行事への参加に要する費用等を助成
【実績】10人 56,701円
- 幼児教育・保育の無償化の施行に伴う子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園利用の子どもに係る副食費の補足給付
【実績】106人 1,650,464円
- 私立幼稚園副食費補足給付補助金システム開発業務委託料
【実績】495,000円
- 9 病後児保育事業 10,126千円
【目的】
児童が病気回復期で、集団保育等が困難な期間、児童を専用施設で一時的に預かる。
【対象及び定員】
花巻市内に住所を有する小学生以下の児童について2つの病名で3人まで
【内訳】
人件費 9,011,632円、需用費 255,496円、役務費 36,007円
備品費 16,325円、賃借料 806,568円

事業手法の詳細 3

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134540	児童手当・児童扶養手当支給事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		1,754,587	1,812,134		57,547
財源内訳	国費	1,071,947	1,078,290		6,343
	県費	203,605	198,213		-5,392
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	479,035	535,631		56,596

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	～
------	-------	------	---

部重点施策における目標

- 地域の住民が共に助け合って生活しています。
- 安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

児童手当は、児童手当法〔昭和46年法律第73号〕により制度が創設され、支給されている。
児童扶養手当は、児童扶養手当法〔昭和36年法律第238号〕により制度が創設され、支給されている。
児童手当の支給要件の認定と支給及び支払、児童扶養手当の支給は市の事務となっている。

事業概要

児童手当支給
中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給（年3回）

児童扶養手当支給
ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者に、所得に応じて手当を支給（支払回数：年3回 年6回(H31.11月支払分から））

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	瀬川文彦
------	---------------------	------	------

意見・要望等の状況

--	--	--	--

事業手法の詳細1

児童手当・児童扶養手当支給業務 1,812,134千円

1 児童手当支給事業 1,316,110千円

対象 中学校修了前までの児童を養育している者
対象児童数見込 R1実績 118,280人（1か月あたり 9,856人）
（支給延べ人数）H30実績 121,591人（1か月あたり 10,133人）

支給額

- ・3歳未満 : 月額15,000円
 - ・3歳以上小学校修了前: 月額10,000円（第3子以降当たる場合は月額15,000円）
 - ・中学生 : 月額10,000円
 - ・所得制限にあたる場合: 年齢に関わらず子ども一人につき月額5,000円（特例給付）
- 支給月 年3回（支給月の10日）それぞれの月の前月分まで4か月分を支給する
6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）

財源負担割合

- ・3歳未満 被用者 国37/45 県4/45 市4/45
 - 非被用者 国2/3 県1/6 市1/6
 - ・3歳以上小学生 1子・2子 国2/3 県1/6 市1/6
 - 3子以上 国県市（上記と同様）
 - ・中学生 国県市（上記と同様）
 - ・特例給付 国県市（上記と同様）
- 公務員分は所属庁負担
3歳未満被扶養者は事業主負担含む（事業主21/45、国16/45）

2 児童扶養手当支給事業 494,624千円

対象 ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者
延べ支給対象者数 R1実績12,025人（1か月あたり802人） 対象月はH30.12～R2.2の15月間
H30実績10,653人（1か月あたり841人） 対象月はH29.12～H30.11の12月間

支給月 児童扶養手当の一部改正によりR1.11分からは奇数月に支給することとなったため
R1は年5回 4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（9、10月分）、
1月（11、12月分）、3月（1、2月分）の11日に支給
H30までは年4回 4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、12月（8～11月分）の11日
R2からは年6回（奇数月の11日）
5月（3、4月分）、7月（5、6月分）、9月（7、8月分）、11月（9、10月分）
1月（11、12月分）、3月（1、2月分）

支給額（令和元年度月額）

- ・全部支給 42,910円
- 加算額 2人目 10,140円、3人目以降 6,080円
- ・一部支給 42,900円
- 加算額 2人目 10,130円～5,070円、3人目以降 6,070円～3,040円

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134540	児童手当・児童扶養手当支給事業費

事業手法の詳細 2

3 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 1,400千円（R1のみ実施）
（17,500円×80人）

主 旨：R1.10から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において、検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、2019年度において1.75万円を児童扶養手当に上乘せする形で行うこととされた。

対象者：・R1.11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母 105人
・基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実紐の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

基準日：令和元年10月31日

給付額：17,500円

支給者：80人（申請者84人のうち、却下4人）

事業手法の詳細 3

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134570	保育力充実事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		5,646	8,451		2,805
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	3,000	6,000		3,000
	一般財源	2,646	2,451		-195

特定財源の内訳					
事業期間		単年度繰返		期間限定	

部重点施策における目標	
-------------	--

子育て支援を充実し子育てしやすい環境を目指します。

事業開始の背景・経緯

保育所入所待機が発生しており、保育士等確保と一時預かり保育拡充による保育入所希望から一時保育への誘導に取り組み待機児童解消を図る。

事業概要

花巻市内保育施設見学・体験バスツアー 307千円 ... 県内保育士養成学校の学生を対象に、花巻市内の保育施設の見学・体験ツアーを開催
 保育士等保育料補助金 980千円 ... 私立認可保育所等へ勤務し、市外に居住する保育士の子どもへの認可保育施設保育料の補助
 一時預かり保育利用料補助金 880千円 ... 1か月の利用上限を定め、それ以上の利用料を補助
 保育士等家賃補助金 1,048千円 ... 私立認可保育所等へ勤務する保育士へ家賃を補助
 保育士等奨学金返済支援補助金 3,336千円 ... 私立認可保育所等へ勤務する保育士へ奨学金返済を補助
 保育士等再就職支援金貸付 1,900千円 ... 私立認可保育所等へ再就職又は新たに就職する保育士へ再就職支援金を貸付

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井 岳彦
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

1 花巻市内保育施設見学・体験ツアー 307千円
【目的】
 待機児童対策の保育士確保策として、県内保育士養成学校の学生を対象に、花巻市内の保育施設の見学・体験ツアーを開催し、新卒保育士の採用につなげる。
【内容】
 私立認可保育所等から受け入れ希望を確認し、1コースあたり保育施設3か所の見学・体験をする。
【実施・参加状況】
 (1)盛岡大学短期大学部 2年生(7/5開催)8人参加(1コース)
 幼児教育科 1年生(10/15開催)15人参加(1コース)
 (2)盛岡医療福祉専門学校子ども未来学科2年生(7/19開催)34人参加(2コース)
 (3)盛岡医療福祉専門学校子ども福祉学科3年生(7/23開催)11人参加(1コース)
 (4)専修大学北上福祉教育専門学校保育科2年生(7/30開催)15人参加(2コース)
 (5)北日本医療福祉専門学校子どもマイスター養成科1年生(10/3開催)26人参加(2コース)

2 保育士等保育料補助金 980千円
【目的】
 子育て世代の保育士等の就労の継続、就職(再就職)の動機付けとして経済的支援を行い、保育所入所可能人数の増加を図る。
【内容】
 市外へ居住する保育士の月額保育料 第1子10,000円、第2子5,000円補助(保育料実額上限)
【対象者】
 私立認可保育所等で保育業務に週20時間以上勤務(雇用形態問わず)する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で、市外に居住し認可保育施設へ子どもを預けている方。
【補助者】
 上半期:保育士数12人(補助対象児童 第1子10人、第2子7人)
 下半期:保育士数7人(補助対象児童 第1子2人、第2子6人)

3 一時預かり保育利用料補助金 880千円
【目的】
 一時預かり保育を拡充し、保育所入所から一時預かり保育へ誘導し待機児童の減少を図る。
【事業内容】
 1か月の利用料の上限を14,000円と定め、それ以上の利用料の補助を行い、保育所入所までは必要としない方を一時預かり保育へ誘導する。
【対象者】
 ・保育所入所申し込みをしていない方
 ・利用する保育園が複数になる場合があることを了承いただける方
 ・一時預かり保育の利用日数が月16日以内の方
【補助者】
 延べ対象児童数 121人
 実対象児童数 13人

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134570	保育力充実事業費

事業手法の詳細 2

4 保育士等家賃補助金 1,048千円

【目的】
保育士の就労の継続、就職(再就職)の動機付けとして経済的支援を行い、保育所入所可能人数の増加を図る

【内容】
保育士で賃貸住宅に居住している方への家賃補助。補助額は、補助対象家賃月額の上限を40,000円とし、勤務先から支給される住宅手当を除いた額に対し、一部の額を補助する。

採用1年目1/2、2年目1/3、3年目1/4(既に在職している保育士等も含む)
対象期間は最大3年間とし、令和5年度で補助終了

【対象者】
私立認可保育所等で保育業務に従事する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で以下の要件をいずれも満たす方。

- (1) 1日6時間以上、月20日以上勤務する常勤の方(雇用形態問わず)
- (2) 採用された日から起算して3年以内の方
- (3) 独身又は18歳未満の子どもを養育するひとり親の方
- (4) 市内に住所がある方

【補助者】
9人(採用1年目4人、2年目5人)

5 保育士等奨学金返済支援補助金 3,336千円

【目的】
保育士の就労の継続、就職(再就職)の動機付けとして経済的支援を行い、保育所入所可能人数の増加を図る

【内容】
奨学金返済額の2分の1で月額1万円を上限に最大36か月間補助する。

【対象者】
私立認可保育所等で保育業務に従事する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で以下の要件をいずれも満たす方。

- (1) 1日6時間以上、月20日以上勤務する常勤の方(雇用形態問わず)
- (2) 奨学金を利用して資格を取得し、自ら奨学金を返済している方
- (3) 年度未まで継続して勤務し、翌年度以降も継続して勤務する意思を有する方
- (4) 令和5年度までに雇用された方(令和5年度で補助終了)

【対象奨学金】
(1) 日本学生支援機構奨学金(第一種・第二種)

- (2) あしなが育英会奨学金
- (3) 交通遺児育英会奨学金
- (4) 伊藤育英会奨学金
- (5) 生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費・就学支度金)
- (6) 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)
- (7) その他市長が認めるもの

【補助者】
59人

事業手法の詳細 3

6 保育士等再就職支援金貸付 1,900千円

【目的】
保育士の資格を持っている方の就職(再就職)を支援し、保育所入所可能人数の増加を図る。

【内容】
潜在保育士が再就職する場合の就職準備金貸付。対象経費は問わず1年間の勤務で返還免除

【対象者】
私立認可保育所等で保育業務に週20時間以上勤務(雇用形態問わず)する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で、以下の要件をいずれも満たす方。

- (1) 資格取得後1年以上経過した者
- (2) 保育施設等を離職後、以下に掲げた一定期間を経過した、または勤務経験がない方
ア 花巻市内の保育所等を離職後、3か月経過した方
イ 花巻市外の保育所等を離職した方は、期間問わず

【貸付者】
19人

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	03	134600	児童養育事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		3,119	3,006		-113
財源内訳	国費	1,522	1,478		-44
	県費	761	739		-22
	地方債	0	0		0
	その他	23	0		-23
	一般財源	813	789		-24

特定財源の内訳

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

- 地域の住民が共に助け合って生活しています。
- 安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

保護者の疾病等により家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に短期的な支援を行うため平成21年度から事業を開始した。平成28年度から花巻市母子生活支援施設入所規則の制定により、児童の監護を十分に果たし得ない保護者とその児童について施設入所措置を行う事業を開始した。

事業概要

- 短期入所生活援助（ショートステイ）
- 保護者が一定の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を養育・保護（原則として7日以内）
- 夜間養護等（トワイライトステイ）
- 保護者が一定の理由により夜間に不在となり、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を預かる

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	瀬川文彦
------	---------------------	------	------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

- 児童療育事業 3,006千円
- 1 子育て短期支援事業 50千円
 根拠：児童福祉法第6条の3第3項
 要綱：子育て短期支援事業実施要綱
 （H26.5.29付け雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
 実施主体：市町村
 種類：短期入所生活援助事業（ショートステイ）
 内容：保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合等に実施施設において養育・保護を行う。（原則7日以内）
 対象者：以下に該当する家庭の児童又は母子等
 児童の保護者の疾病、育児疲れ、看病疲れ等身体上又は精神上の事由
 出産、看護、事故等家庭養育上の理由 冠婚葬祭、転勤、出張等社会的な事由
 事業費：：ショートステイ50千円
 2歳児以上5,500円×9日 = 49,500円
 利用者：2名（2世帯、延べ9名）
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ） R1実績なし
 内容：保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。（宿泊可）
 対象者：保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
 実施施設：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等
- 2 母子家庭支援施設入所措置事業2,956千円
 根拠：児童福祉法第38条
 要綱：児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱
 （H28.9.5付け厚生労働省雇児発0905第1号厚生労働事務官通知）
 実施主体：市町村
 内容：経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分果たし得ない保護者とその児童について、施設に入居させ保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する
 対象者：児童の監護が十分果たし得ない保護者とその児童
 実施施設：母子生活支援施設かつら荘（経営主体：盛岡市）
 事業費：入所措置委託料2,956,332円
 239,204×6月 + 244,044円×6月 + 56,844円（R1差額精算分）
 入所実績：1世帯5名

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	03	134610	地域子育て支援センター事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		19,301	19,398		97
財源内訳	国費	6,433	6,466		33
	県費	6,532	6,466		-66
	地方債	1,600	1,600		0
	その他	0	0		0
	一般財源	4,736	4,866		130

特定財源の内訳

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て環境の充実

事業開始の背景・経緯

総合的な子育て支援を推進するため、市立南城保育園内に設置の「地域子育て支援センター」を平成19年4月にまなび学園内に「こどもセンター」として移転し開設した。平成21年度からは宮野目、大迫保育園内の支援センターを分室とし、地域の子育て支援機能の充実を図る。

事業概要

地域子育て支援センター事業（3か所：こどもセンター・宮野目保育園内・大迫保育園内）19,398千円

- 1 子育て親子に遊び場の提供及び交流促進
ひろば等開放・季節ごとのイベント企画、わくわくひろば（年1回）
- 2 子育て支援に関する講習会等（月1回以上開催）
子育てミニ講座・食育講座・分室支援センター開催講座
- 3 子育て相談：・随時・定例相談 ・予約相談 ・巡回相談（宮野目・大迫）・電話/メール相談
- 4 子育て関連情報の提供：各センターだより、HP、広報はなまきでの周知 子育て情報掲示
- 5 地域子育て支援情報ネットワーク事業（地域支援）
子育て支援団体・支援関係者・センター利用者との交流会や研修会
地域に出向いての応援・協働（応援型）

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井岳彦
------	---------------------	------	------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

- 1 子育て親子に遊び場の提供及び交流促進 利用者延人数 15,373人
- 2 子育て講習会等開催回数 63回
- 3 相談件数 2,242件
- 4 情報提供
広報はなまき掲載（こどもセンター紹介6月15日号）
- 5 地域子育て支援情報ネットワーク事業
地域子育て支援情報ネットワーク交流会（3回 72名）
地域支援（地域の子育て支援団体等への応援）（4か所 11回）

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	03	134620	はなまきファミリーサポートセンター事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		5,438	5,284		-154
財源内訳	国費	1,453	1,453		0
	県費	1,453	1,453		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	2,532	2,378		-154

特定財源の内訳

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て環境の充実

事業開始の背景・経緯

子育て家庭で、保育園への送迎や土・日曜日に預けたいときなどに、サポートしてくれる人がほしいという要望から、平成13年7月に国の制度を利用し「はなまきファミリー・サポート・センター」が設置された。その後、平成19年度にこどもセンター開設に伴い、併設となった。

事業概要

はなまきファミリー・サポート・センターの運営 5,284千円
 対象：生後3か月から小学校までの児童のあずかり・送迎等の援助活動を行う。
 ・会員募集、登録、その他会員組織業務
 ・センターの周知、啓発活動
 ・相互援助活動の調整
 ・サプリーダーク会談、および連絡調整
 ・援助報告業務
 ・24時間講習（あずかり会員、両方会員）の実施
 ・会員の交流会開催
 ・子育て支援関連施設、機関との連絡調整

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	今井岳彦
------	---------------------	------	------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

- ・会員について
あずかり会員は5人増加 おねがい会員は50人増加
- ・ファミリー・サポート・センターの周知
広報掲載（9月15日号） チラシ 1,800部発行（市内関係施設、園、小学校に発送、または持参し説明）
- ・サプリーダーク会談（5回開催:コロナにより1回中止）
- ・あずかり会員・両方会員24時間講習（参加延人数147人）
- ・あずかり会員交流会 10月に2回開催（18人参加）
- ・その他として、他市のファミサポを訪問や「ひとり親家庭支援者養成講座」に参加

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	05	134690	家庭児童相談事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		6,752	6,832		80
財源内訳	国費	1,161	2,282		1,121
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	5,591	4,550		-1,041

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標
1 地域の住民が共に助け合って生活しています。 2 安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯
昭和41年7月1日花巻市に家庭児童相談室を設置 児童福祉法で平成17年4月から全ての市町村が家庭児童相談を行うこととされ、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談及び指導を行っている。

事業概要
家庭児童相談 家庭相談員3名[うち虐待対応強化支援員、安全確認対応職員各1名]の配置による相談業務 家庭における児童の適正な養育とその福祉の向上のための相談や訪問調査、指導援助を実施 専門職の義務研修への参加

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	瀬川文彦
------	---------------------	------	------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

家庭児童相談事業	6,832千円
----------	---------

1 事業概要

地域福祉課内に家庭児童相談室を設置。
家庭相談員（非常勤職員）3名（うち虐待対応強化支援員、安全確認対応職員各1名）を配置し、相談や安否確認、一時保護、送致にあたる。
相談を受けたものに対し、学校、幼稚園、保育園、保健センター、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。
児童虐待防止対策として、児童相談所からの事案送致や在宅における指導措置委託の実施等に対応する。また、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の専門研修受講により、機能強化を図る。

2 事業費の内訳

家庭相談員報酬等（非常勤職員3名）	5,862千円
社会保険料	888千円
虐待対応強化支援員研修に伴う代替職員賃金	20千円
研修費用、事務雑費等	62千円